

○鴻巣市図書館設置条例

昭和37年4月1日
条例第7号

(設置)

第1条 本市は、図書館法(昭和25年法律第118号)第1条の目的を達成するため、同法第10条の規定に基づき鴻巣市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 図書館の活動に必要なときは、図書館の分館、移動図書館を置くことができる。

(事業)

第3条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理保存及び利用に関する業務
- (2) 映画会、音楽会の実施
- (3) 講座等の開催
- (4) 館誌その他読書資料の発行
- (5) その他必要な業務

(職員)

第4条 図書館に館長、専門職その他の職員を置くことができる。

(平25条例31・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、鴻巣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平25条例31・追加)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次の業務を行う。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(平25条例31・追加)

(指定の取消し等の場合における管理)

第7条 鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年鴻巣市条例第20号)第8条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会が図書館の管理を行うものとする。

(平25条例31・追加)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平22条例11・全改、平25条例31・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第95号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第11号)

この条例は、平成22年7月17日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年7月3日から施行する。

別表(第2条関係)

(平22条例11・平25条例31・一部改正)

名称	位置
鴻巣市立鴻巣中央図書館	鴻巣市本町1丁目2番1号
鴻巣市立吹上図書館	鴻巣市吹上富士見1丁目1番1号
鴻巣市立川里図書館	鴻巣市関新田1281番地1